

# 医療費分析のお知らせ

国民健康保険 医療費適正化特別対策事業

市の国民健康保険(国保)では、健康管理に役立てていただくため、「医療費適正化特別対策事業」を実施しました。この事業の主なもの、みなさんの医療費に関するデータをもとに医療機関別の受診状況などをさまざまな分析を行う「医療費分析事業」です。その分析結果から「入院者の医療状況」についてお知らせします。

## 入院者の医療状況

平成22年5月診療分の入院者の医療状況は次のとおりです。

入院者の件数は、短期入院は368件(図①参照)、前年同月と比較すると27件(7.9%)の増となっています。

また、長期入院は59件(図②参照)で前年同月と比較すると22件(27.2%)の減となつています。

短期入院と長期入院を合わせると427件で、前年同月と比較すると5件(1.2%)の増となっています。

これを、保険医療機関所在地別で見ると、短期入院368件のうち市内の医療機関への入院は109件で、全体の29.6%(図①参照)です。前年同月と比較すると13件の増となっています。

長期入院59件のうち市内の医療機関への入院は29件で、全体の49.2%(図②参照)であり、前年同月と比較すると6件の減となっています。

また、短期入院と長期入院を合わせた市内の医療機関への入院は138件で、全体の32.3%となつています。

また、手術料については、市外の医療機関の割合が19.5%で市内の医療機関よりも割合が高くなつています。

なり、前年同月と比較すると7件の増となつています。市外の医療機関への入院は2件の減です。

次に、市内の医療機関での1件当たりの平均月額医療費は、44万9,018円(前年同月41万7,922円)で、3万8,226円(9.3%)の増となつています。

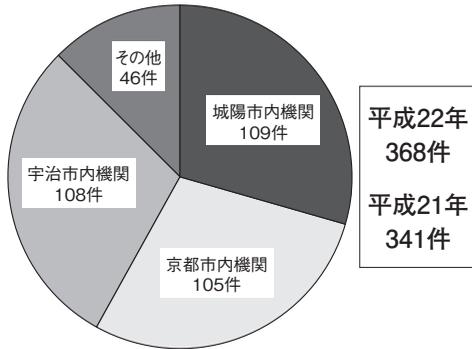
また、市外での1件当たり平均月額医療費は57万2,246円(前年同月55万2,400円)で、2万2,006円(4.0%)の増となつています。

医療費の診療行為別構成割合の状況(図③参照)では、市内の医療機関と市外の医療機関とともに、全体の約60%を入院料が占めています。

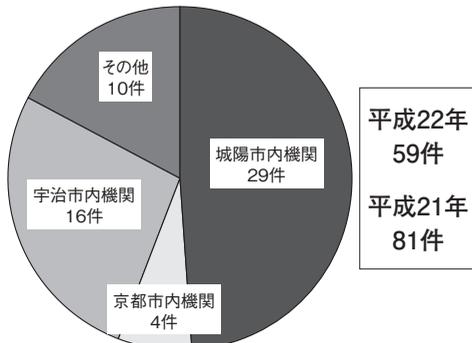
また、手術料については、市外の医療機関の割合が19.5%で市内の医療機関よりも割合が高くなつています。

保険医療機関所在地別(入院件数の状況(5月診療分))

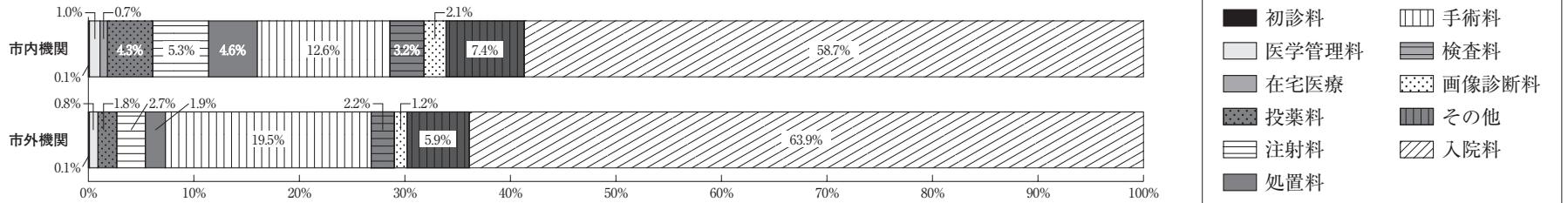
図① 短期入院件数(6カ月未満)



図② 長期入院件数(6カ月以上)



図③ 診療行為別機関構成割合の状況



## 国民健康保険料(特別徴収分)の仮徴収について

平成23年度の国民健康保険料(国保料)の仮徴収が、4月支給分の年金から始まります。対象の人には、4月上旬に「国民健康保険料特別徴収仮徴収額通知書」を送付します。

○対象となる人  
①平成23年1月31日時点で、国保料を年金から支払われている世帯主  
②平成22年4月2日～10月1日の間に65歳に加入された世帯主または国保に加入された65歳以上の世帯主で次の特別徴収の条件を満たす人

▼特別徴収の条件  
世帯内の国保加入者がすべて65歳以上かつ世帯主の年金が年額18万円以上であり、世帯主の介護保険料と国保料の合計が年金額の2分の1を超えていないこと  
※「特別徴収」とは国保料を年金から天引きして徴収する制度のことです

## 国保料のお支払方法の変更について

国保料について、年金から支払われている人は、金融機関への届け出後、国保医療課の窓口へ届けることにより、国保料の支払方法を口座振替へ変更することができます。

- ・口座振替には、①金融機関への届け出
- ・通帳、届け出印
- ・被保険者証または特別徴収決定通知書(仮徴収)

決定通知書)  
②国保医療課への届け出  
・被保険者証  
・印かん  
・口座振替依頼書控え  
が必要となります。

3月末までに届け出された場合、6月以降受給する年金からの天引きを中止することができます。※国保料の口座振替の手続きをされた場合、このほかの普通徴収の市税も併せて口座振替でのお支払に変更となります

## 所得のない人も申告を

所得税や市府民税の申告義務がない人でも国保での所得申告が必要となる人には、国保医療課から申告書を送付していますので、必ず3月31日(木)までに申告してください。

## 国保料を滞納すると

国保料を滞納すると、納付状況に応じて、有効期限が3カ月・6カ月・12カ月の短期被保険者証の交付となります。

この短期被保険者証の有効期限が切れるときには、更新の通知と国保料の納付のお願い、納付が困難な場合には京都地方税機構(☎46(0807))に相談していただくようご案内しています。

また、特別な事情がなく、国保料の納付期限から1年以上滞納すると、「被保険者資格証明書」の交付となります。資格証明書の交付を受けると、医療費はいったん全額自己負担していただくこと

## 非自発的失業者の人は 国保料が軽減されます

会社の倒産や解雇、雇い止めなどにより離職し、「特定受給資格者」「特定理由離職者」として雇用保険を受給される人(非自発的失業者)は、申請していただくことで離職日の翌日の属する年度から翌年度末までの国保料が軽減されます。

国保料は前年中の所得金額をもとに算出されますので、平成22年度の国保料の算出は平成21年中の所得金額がもとになります。これを非自発的失業者の場合は、平成21年中の給与所得を100分の30とみなして算出します(給与所得以外の所得、非自発的失業者以外の人の所得については軽減の対象となりません)。また、高額療養費の限度額の判定についても給与所得を100分の30とみなして行います。

対象となる人、申請に必要なものは次のとおりです。

- ・被保険者証
- ・雇用保険受給資格者証
- ・印かん

▼申請に必要なもの

- ・被保険者証
- ・雇用保険受給資格者証
- ・印かん

## 第三者行為は届け出を

交通事故などが原因で(第三者行為といいます)ケガや病気になった時、国保の被保険者証を使って医療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」を提出してください。国保へ届け出る前に示談をした場合は、その取り決めが優先され、国保が使えなくなりますので、必ず示談する前に届け出してください。医療費は、国保で一旦支払い、後で市から加害者に請求を行います。

